

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融農林水産省告示第二号）

改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三十五 (略)</p> <p>三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ へ (略)</p> <p>ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャー</p> <p>チ・リ (略)</p> <p>三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 国際開発銀行（前号トに掲げるものを除く。）に対するエクスポージャー</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三十五 (略)</p> <p>三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ へ (略)</p> <p>ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャー</p> <p>チ・リ (略)</p> <p>三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 国際開発銀行（前号へに掲げるものを除く。）に対するエクスポージャー</p>

二〇八 (略)

三十八〇七十八 (略)

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

二〇八 (略)

三十八〇七十八 (略)

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

改正後	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三十五（略）</p> <p>三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ へ（略）</p> <p>ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャー</p> <p>チ・リ（略）</p> <p>三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 国際開発銀行（前号トに掲げるものを除く。）に対するエクスポージャー</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三十五（略）</p> <p>三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ へ（略）</p> <p>ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャー</p> <p>チ・リ（略）</p> <p>三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 国際開発銀行（前号へに掲げるものを除く。）に対するエクスポージャー</p>

二〇八 (略)

三十八〇七十八 (略)

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

二〇八 (略)

三十八〇七十八 (略)

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十九 (略)</p> <p>三十 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャー</p> <p>チ・リ (略)</p> <p>三十一 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 国際開発銀行（前号トに掲げるものを除く。）に対するエクスポージャー</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十九 (略)</p> <p>三十 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャー</p> <p>チ・リ (略)</p> <p>三十一 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 国際開発銀行（前号ヘに掲げるものを除く。）に対するエクスポージャー</p>

二〇八 (略)

三十二丁七十四 (略)

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

二〇八 (略)

三十二丁七十四 (略)

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。